

添付法令資料 3 :

証人及び被害者の保護に関する2026年5月20日付
インドネシア共和国法律No. 3 (目次)
同日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第4条)
- 第2章 証人、被害者、協力証人、通報者、情報提供者及び／又は専門家の保護及び権利
 - 第1節 保護 (第5条及び第6条)
 - 第2節 権利 (第7条ないし第12条)
- 第3章 被害者恒久基金、賠償及び補償
 - 第1節 被害者恒久基金 (第13条ないし第18条)
 - 第2節 賠償 (第19条ないし第22条)
 - 第3節 補償 (第23条及び第24条)
- 第4章 証人及び被害者の保護機関 (LPSK)
 - 第1節 通則 (第25条ないし第30条)
 - 第2節 組織
 - 第1款 通則 (第31条)
 - 第2款 執行部 (第32条ないし第45条)
 - 第3款 諮問委員会 (第46条)
 - 第4款 地方における LPSK の代表部 (第47条及び第48条)
- 第5章 保護の付与に係る要件及び手続
 - 第1節 保護の付与に係る要件 (第49条及び第50条)
 - 第2節 保護の付与に係る手続 (第51条ないし第55条)
 - 第3節 保護の実施 (第56条ないし第61条)
 - 第4節 調整 (第62条)
- 第6章 協力
 - 第1節 通則 (第63条)
 - 第2節 国内協力 (第64条)
 - 第3節 国際協力 (第65条)
 - 第4節 医療施設 (第66条及び第67条)
- 第7章 中央政府及び地方政府の役割 (第68条)
- 第8章 国民参加 (第69条)
- 第9章 資金調達 (第70条)
- 第10章 罰則 (第71条)
- 第11章 経過規定 (第72条及び第73条)
- 第12章 終則 (第74条ないし第78条)